

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第9号
令和7年7月3日

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久 笠 信 雄

期日前投票所開設場所	所在地	期 間
広島市佐伯区役所 3階302会議室	広島市佐伯区海老園二丁目 5番28号	令和7年7月 4日から 同月19日まで
広島市佐伯区役所 湯 来 出 張 所	広島市佐伯区湯来町大字 和田166番地	令和7年7月 4日から 同月19日まで
広島駅南口地下広場	広島市南区松原町9番地先	令和7年7月17日から 同月19日まで 午前10時から午後8時まで